

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、平成19年度決算から公表が義務付けられた健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)の4指標と公営企業における資金不足比率をお知らせします。

● 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	蘭越町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率	—	20.0	30.0
実質公債費比率	7.9	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	基準なし

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字が生じないため「—」と表示しています。
また、将来負担比率についても将来負担が生じないため「—」と表示しています。

● 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
簡易水道事業特別会計	—	経営健全化基準 20.0
農業集落排水事業特別会計	—	
温泉旅館幽泉閣事業特別会計	—	
国民宿舎雪秩父並びに特殊索道事業特別会計	—	

※資金不足が生じないため「—」と表示しています。

【用語解説】

実質赤字比率・・・一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字比率・・・全ての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

実質公債費比率・・・一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

将来負担比率・・・町債残高ほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

資金不足比率・・・公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

標準財政規模・・・標準的な状態で通常収入されるであろう經常一般財源の規模